

改正

平成14年8月19日消防長訓令第1号

揖斐郡消防組合火災調査規程（昭和55年消防長訓令第3号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、消防法（昭和23年法律第186号）第7条の規定に基づく火災の調査（以下「調査」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（調査の目的）

第2条 本調査は、火災の原因及び火災により受けた損害を明らかにして火災予防対策及び警防対策に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

（用語の意義）

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）火災 人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要のある燃焼現象であって、これを消火するためには消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするもの、又は人の意図に反して発生し若しくは拡大した爆発現象をいう。
- （2）建物火災 建物又はその収容物が焼損した火災をいう。
- （3）林野火災 森林、原野又は牧野が焼損した火災をいう。
- （4）車両火災 原動機によって運行することができる車両及び被けん引車又は、これらの積載物が焼損した火災をいう。
- （5）船舶火災 船舶又はその積載物が焼損した火災をいう。
- （6）航空機火災 航空機又はその積載物が焼損した火災をいう。
- （7）その他火災 前各号に該当しない火災をいう。

2 前項のほか、用語の意義は「火災報告取扱要領」（平成6年4月21日付消防防災第100号消防庁長官通知をいう。以下同じ。）による。

（調査の区分）

第4条 調査は、火災原因調査及び火災損害調査に区分する。

2 火災原因調査は、次の各号に掲げる事項を究明するために行うものとする。

- （1）出火前の状況

- (2) 出火原因
- (3) 延焼拡大の状況
- (4) 初期消火等の状況
- (5) 避難の状況
- (6) 消防用設備等の状況
- (7) 死傷者の状況
- (8) その他必要な事項

3 火災損害調査は、次の各号に掲げる事項を明らかにするために行うものとする。

- (1) 焼き損害
- (2) 消火損害
- (3) 爆発損害
- (4) 火災による死傷者
(調査責任)

第5条 消防長又は消防署長は、管轄区域内の火災調査の責任を有する。

2 通行中の車両や航行中の船舶の火災については火災防御をした場所を管轄する消防署長が、航空機の火災については墜落場所又は火災発生場所を管轄する消防署長とする。

(体制の確立)

第6条 消防長又は消防署長は、調査に必要な人員並びに調査用器材を整備し調査体制を確立しておかなければならない。

2 消防長又は消防署長は、火災の形態により調査を機動的かつ効果的に実施するため、特に必要があると認められるときは、調査本部を設置することができる。

3 前項の調査本部の組織及び編成等についての必要な事項は、別に定める。

(調査の実施)

第7条 消防長又は消防署長は、管轄区域内に火災を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。

2 消防長又は消防署長は、調査員を指定して調査に従事させるものとする。

3 消防長又は消防署長は、必要があるときは前項の調査員以外の職員を調査に協力、従事させるものとする。

(調査員の心得)

第8条 調査員は、火災現象、関係法令等調査に必要な知識の習得及び調査技術の向上に努めると

ともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査員は、調査員相互の連絡を図り、調査業務の進行が円滑になるように努めなければならない。
- (2) 調査員は、調査に際し関係者の民事的紛争に関与しないように努めるとともに、個人の自由・権利を不当に侵害したり、調査上知り得た秘密をみだりに他に漏らしてはならない。
- (3) 調査員は、関係のある場所へ立ち入るときは、原則として関係者の立ち会いを得ること。
- (4) 警察機関やその他の関係機関とは密接な連絡をとり、相互に協力して調査を進めること。

(調査の原則)

第9条 調査は、事実の確認を主眼とし、先入観念にとらわれることなく科学的な方法による確認と合理的な判断の上に立ち事実の立証に努めなければならない。

(火災現場の見分)

第10条 消防隊員及び調査員は、火災現場に出向いたときは、消火活動中における火煙の色、臭い、燃焼音、延焼経路、その他関係者の言動等を見聞したときは、現場指揮者に報告しなければならない。

- 2 調査員は、火災現場を見聞し、火災原因の判定に必要な資料の収集に努めなければならない。この場合、原則として関係者の立ち会いのもとに行う。
- 3 火災状況の見聞は、その内容を明確にするため、写真により記録するよう努めなければならない。
- 4 調査員は、実況見分及び関係者に対する質問等による事実に基づき現場の復元を行うように努めなければならない。

(現場の保存)

第11条 消防長又は消防署長は、消火活動が終了したときは所要の措置を講じた上で現場を保存しなければならない。ただし、調査上その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(死者が生じている場合の取り扱い)

第12条 消防長又は消防署長は、火災現場において死者を発見した場合は、所轄警察署長に通報するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(質問)

第13条 調査員は、関係者に質問し、原因の判定の資料となる事実の把握に努めなければならない。

- 2 前項により知り得た事実のうち、原因の判定に必要と認められる内容については、質問調書にその内容を記録しなければならない。この場合、記録した内容を当該関係者に読み聞かせるなど

し、記載事項に誤りがないことを確認し、質問調書に署名を求めるように努めなければならない。

(照会)

第14条 消防長又は消防署長は、必要があるときは関係機関に対し、必要な事項の通報を求め、または照会することができる。

(資料の収集・保管)

第15条 消防長又は消防署長は、調査のために必要と認めるときは、関係のある者に対し、資料の任意提出を求めることができる。

2 消防長又は消防署長は、特に必要である場合、罹災物件の関係者に対し、資料の提出を命ずることができる。この場合、提出を依頼した資料のうち提出者が所有権を放棄しないものについては、鑑識・鑑定処分承諾書により、提出者の承諾を得ておかななければならない。

3 消防署長は、資料の提出があった場合、提出者に対し、資料保管書（別記第1号様式）を交付しなければならない。また、資料を保管する場合は、保管票を付し、保管品台帳（別記第2号様式）に記録し、調査が完了するまで保管しなければならない。

4 資料提出者が、資料の返還を求めるときは、資料保管書と引き換えに、返還しなければならない。

(鑑定)

第16条 火災原因調査に必要がある時は、公的機関に鑑定を依頼することができる。

(調査記録)

第17条 調査員は、調査結果を火災調査報告書により消防署長に報告しなければならない。この場合、次の書類を添付するものとする。

(1) 火災調査書（別記第3号様式）

(2) 火災原因判定書（別記第4号様式）

(3) 出火出場時における見分調書（別記第5号様式）、同案内図（別記第5の2号様式及び実況見分調書（別記第6号様式）

(4) 火災現場写真（台紙は別記第7号様式）、平面図（別記第8号様式）及び復元図（別記第9号様式）

(5) 質問調書（別記第10号様式）

(6) 鑑定結果書

(7) 防火管理等調査書（別記第11号様式）

(8) 損害調査書（別記第12号様式～第12の4号様式）

(9) その他火災原因の判定、損害額の認定の根拠となった資料等

(原因の判定)

第18条 火災原因の判定は、火災の実況見分、質問、その他の関係資料等を総合的に検討し、判定するものとし、物的調査及び人的調査による資料により裏付けるものとする。

(速報)

第19条 消防署長は、火災の状況についてその概況を別記第13号様式により消防長に速報しなければならない。

(報告)

第20条 消防署長は、火災原因調査書を作成した場合は、消防長に調査を完了した旨報告しなければならない。この場合、調査結果は、別に定める書式により行わなければならない。

(火災損害調査)

第21条 火災損害調査は、罹災物件を詳細に調査し、損害の把握に努めなければならない。

2 損害額の算定(基準)は、火災報告取扱要領に基づき算出しなければならない。

(罹災証明)

第22条 罹災に関係のある者から罹災証明書の交付申請があった場合は、当該火災の焼損状況等の事実に基づき、別記第14号様式により罹災証明書を交付することができる。

(書類の保存)

第23条 調査書は、別に定める基準に基づき、保存するものとする。

(施行細則)

第24条 この規程の運用に必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成7年9月10日から施行する。

附 則 (平成14年8月19日消防長訓令第1号)

この規程は、平成14年8月19日から施行する。

第1号様式(第15条第3項関係)

第2号様式(第15条第3項関係)

第3号様式(表)(第17条関係)

第4号様式(第17条関係)

第5号様式（第17条関係）

第5号の2様式（第17条関係）

第6号様式（第17条関係）

第7号様式（第17条関係）

第8号様式（第17条関係）

第9号様式（第17条関係）

第10号様式（第17条関係）

第11号様式（表）（第17条関係）

第12号様式（第17条関係）

第12号の2様式（第17条関係）

第12号の3様式（第17条関係）

第12号の4様式（第17条関係）

第13号様式（第19条関係）

第14号様式（第22条関係）